令和5年5月8日

新型コロナ感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策

京都府立青少年海洋センター

【基本的考え方】

利　用　者

日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や団体の判断に委ねます。

施　設　側

利用者の安心・安全を守るという観点から、必要な感染防止対策は引き続き実施します。

【具体的対応】

マスク着用	個人の判断に委ねます。
入所時検温	必要ありません。
手指消毒	感染防止対策として有効なので必要に応じてお願いします。
三密回避	感染防止対策として有効ですが、一律に求めません。

※ 今後再び感染が急拡大した場合は、これまでの取組を参考に感染対策を強化する場合があります。

清掃・消毒	施設内は、通常清掃とともに、必要な場所の消毒実施します。
消毒液の設置	個人がいつでも利用できるよう、施設内の随所に設置します。
職員のマスク着用	個人の判断に委ねることを原則としつつ、受付対応等、マスク着用が効果的な場面では、独自の判断で要請・推奨します。
パーティション	希望があれば設置できるよう準備をします。